



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・救急病院の変更	〃
・救急病院の取消	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	〃
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	〃
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・都市計画の変更（2件）	都 市 政 策 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・登録販売者試験の実施	薬 務 行 政 室
・大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の退任	〃
・土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
・土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定	〃
・都市計画の図書の縦覧（3件）	都 市 政 策 課
◎ 監査委員告示	
・包括外部監査人の監査の事務を補助する者	監 査 事 務 局
◎ 有明海自動車航送船組合告示	
・有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回臨時会の招集	有明海自動車航送船組合
◎ 雑 報	
・令和2年度長崎県市町村職員共済組合の決算	市 町 村 課
・一般競争入札の実施について	長崎県公立大学法人
◎ 正 誤	
・令和3年6月15日付け長崎県公報第11028号中	農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第491号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 慧明会 貞松病院	大村市東本町537	令和3年8月10日	令和6年8月9日
社会医療法人 玄州会 光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3	令和3年8月10日	令和6年8月9日

長崎県告示第492号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から所在地の変更の届出があったので、次のように告示する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

名 称	旧 所 在 地	新 所 在 地	変更年月日
社会福祉法人十善会 十善会病院	長崎市籠町7番18号	長崎市淵町20番5号	令和3年6月1日

長崎県告示第493号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院の認定を取り消した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定取消年月日
医療法人徳州会 長崎北徳洲会病院	長崎市滑石1丁目12番5号	令和3年4月30日

長崎県告示第494号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
かつとみ薬局	佐世保市勝富町4-17	令和3年7月1日

長崎県告示第495号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次の

とおり指定した。

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
長崎県対馬病院訪問看護ステーション	対馬市美津島町雞知乙1168番7 長崎県対馬病院本館別棟2階	令和3年7月1日

長崎県告示第496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
けんクリニック	長崎市宝町7-5 第2イワテックビル2階	令和3年7月1日

長崎県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
なるみ台薬局	長崎市鳴見台1丁目28-11	令和3年7月1日
ミツバチ薬局 片淵店	長崎市片淵1-10-20	令和3年7月1日
なおき薬局	西彼杵郡時津町浦郷396-29	令和3年7月1日
株式会社 エム.エス.ファーマシー いちば薬局	北松浦郡佐々町市場免15-4	令和3年7月1日
株式会社 エム.エス.ファーマシー 川棚薬局	東彼杵郡川棚町下組郷365-1	令和3年7月1日

長崎県告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
新	ドラッグイレブン薬局大村店	変更なし	令和3年5月16日
旧	JR九州ドラッグイレブン薬局大村店	大村市松並1丁目157番23	

新	変更なし	長崎市淵町20番5号	令和3年6月1日
旧	社会福祉法人 十善会病院	長崎市籠町7番18号	

長崎県告示第499号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区 の 名 称	漁 業 の 区 分
館浦、中野加入区	雑魚大型定置漁業及び雑魚小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

長崎県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
大村都市計画道路 3・2・5号 中里沖田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県大村市中里町、大里町、陰平町、岩松町及び久原2丁目
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び大村市役所

長崎県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画道路 3・2・201号 貝津下大渡野線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県諫早市下大渡野町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び諫早市役所

長崎県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（島原市有明町大三東甲990番）から 島原市有明町大三東甲1004番地先まで	前	40.1～40.1	26.4	
	後	40.1～60.6	26.4	

長崎県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳238番4地先から 佐世保市小佐々町矢岳238番1地先まで	前	16.5～39.9	30.0	
	後	16.5～39.9	30.0	

長崎県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳249番20地先から 佐世保市小佐々町矢岳507番1地先まで	前	27.0～56.4	38.3	
	後	32.3～59.7	38.3	

長崎県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供す

る。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町矢岳238番4地先から 佐世保市小佐々町矢岳507番1地先まで	令和3年7月9日

公 告

登録販売者試験の実施（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和3年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 試験について

(1) 期日

令和3年12月12日（日） 10時30分から16時00分まで

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験延期または中止の可能性があります。

(2) 場所

長崎市 その他

※実施場所については、受験者数等の状況により決定します。決定次第、県ホームページにて公表するとともに受験申請者には個別にお知らせします。

(3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各2時間とし、以下の項目について行う。

ア 午前（10時30分から12時30分まで）

㊦ 医薬品に共通する特性と基本的な知識

㊧ 人体の働きと医薬品

㊨ 医薬品の適正使用・安全対策

イ 午後（14時00分から16時00分まで）

㊦ 主な医薬品とその作用

㊧ 薬事関係法規・制度

2 受験申請手続

(1) 提出書類

ア 受験申請書

イ 写真票

写真（縦4.0センチメートル 横3.0センチメートル、正面で、無帽、上半身、6か月以内撮影のもの）を貼付すること。

(2) 申請手数料

13,000円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

(3) 提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市及び県外に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）に、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に各1部を提出のこと。

(4) 申請書等の提出期間

令和3年8月23日（月）から令和3年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、令和3年9月3日付けの消印のあるものは有効とする。

3 合格発表

(1) 発表日時

令和4年1月19日（水）10時00分

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による可否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

4 その他

(1) 詳細については、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

(2) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号、A4サイズが入る大きさ）に請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封のうえ、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内に在住、在勤または在学している方以外の受験は控えてください。また、登録販売者試験は、各都道府県で実施していますので、在住、在勤または在学している都道府県が実施する試験を受験してください。

大規模小売店舗立地法に基づく住民等の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第2項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス諫早幸町店
長崎県諫早市幸町155番1

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社N T T 西日本アセット・プランニング 代表取締役 松本 順一
大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,745平方メートル

3 意見書の概要

(1) 市道幸町2号線の安全対策への協力

①歩行者と車の安全対策

- ・幸町2号線の入口付近の道路幅は、車道と歩道含めて5.3メートルと狭い道路である。市道を拡幅する際の土地の譲渡について、N T T 所有の敷地東側の土地の一部を地域住民の安全確保のため積極的に協力すること。
- ・幸町2号線は、諫早小学校の児童が通行しているが、近くには保育園と学童保育クラブが併設されているので、学童クラブの児童も通行している。更には、保育園児の保護者も園児を迎えに来ているので、学童クラブの児童と保育園児の保護者の事故防止のために（土、日、祝日除く、15時から19時まで）交通警備員を配置すること。

②車の安全確保

- ・市道幸町2号線から市道幸町長野線に出る際の安全を確保するために、日本ハム側にカーブミラーを設置すること。
- ・敷地南東側には、交通の視覚障害となるような看板などの障害物を設置したり、置いたりしないこと。
- ・幸町2号線で田んぼを通っている道路には、水稻農家の農繁期にトラックなどを停めて作業をするので、田植えの時期（6月中旬から6月末までの約15日間で、大売出しの間は開店から19時まで、それ以外の日は15時から19時まで）や稲刈りの時期（10月初旬から1ヶ月間で、大売出しの間は開店から17時まで、それ以外の日は15時から17時まで）には交通事故防止のため交通警備員を配置すること。

(2) 付近住民の利便性の確保

- ・付近住民の通行の利便性を図るため、敷地北東側の角地を一部開放すること。

(3) 交通渋滞の解消

- ・市道幸町長野線は片側一車線で道路幅も狭いので、大売出しや繁忙時に渋滞を解消するために、店舗の2つの出入口から出る車も小野方面から来る車も右折を禁止すること。

(4) 開店によるトラブルなどの解決

- ・開店により店舗周辺の環境が変化（悪化）したり、トラブルなどが発生した場合には、町内会との協議に応じ、店舗側で解決すること。

(5) その他

- ・店舗周辺は低地帯で国土交通省のハザードマップでは、浸水深が3メートルと想定されているので洪水時の客及び従業員の安全対策を図ること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市商工振興部商工観光課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
緒 方 和 久	諫早市正久寺町548番地 1	松 田 正 幸	諫早市正久寺町369番地
寺 側 重 信	諫早市正久寺町326番地	谷 一 浩	諫早市正久寺町918番地
松 田 正 幸	諫早市正久寺町369番地	毎 熊 弘 秋	諫早市長田町188番地 1
菖 蒲 秀 夫	諫早市正久寺町863番地	小 川 哲 也	諫早市小船越町 1 番地16
小 川 哲 也	諫早市小船越町 1 番地16	緒 方 和 久	諫早市正久寺町548番地 1
谷 一 浩	諫早市正久寺町918番地	寺 側 重 信	諫早市正久寺町326番地
中 村 昭 広	諫早市長田町153番地	中 村 昭 広	諫早市長田町153番地
梅 田 忠 直	諫早市長田町1748番地 7	丸 上 敏 澄	諫早市長田町152番地 1
丸 上 敏 澄	諫早市長田町152番地 1	山 口 喜 信	諫早市長田町2227番地
中 村 則 之	諫早市長田町118番地		

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
西 口 晴 雄	諫早市長田町258番地 1	山 崎 英 治	諫早市正久寺町473番地
野 口 鎮 生	諫早市正久寺町899番地	梅 田 忠 直	諫早市長田町1748番地 7

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津吉土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 野 寛 一	平戸市大佐志町127番地 1	山 野 寛 一	平戸市大佐志町127番地 1
松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地	松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地
栗 山 近 美	平戸市志々伎町1377番地	栗 山 近 美	平戸市志々伎町1377番地
大 村 常 人	平戸市志々伎町1486番地 2	福 井 幸 男	平戸市大志々伎町107番地 1
福 井 幸 男	平戸市大志々伎町107番地 1	山 口 勝 治	平戸市大志々伎町1024番地
眞 辺 勝 芳	平戸市大志々伎町1199番地	山 西 幸 治	平戸市大志々伎町1379番地
西 田 隆 昭	平戸市大志々伎町589番地 1	大 谷 克 美	平戸市志々伎町1949番地 1
鳥 山 求	平戸市辻町108番地	岡 田 成 剛	平戸市辻町28番地
年 徳 敏 広	平戸市田代町429番地 2	内 山 春 好	平戸市田代町566番地
岩 田 正	平戸市東中山町108番地	岩 田 正	平戸市東中山町108番地
野 元 義 和	平戸市西中山町805番地	平 松 貫 治	平戸市西中山町838番地 2
山 口 庄 重	平戸市前津吉町1285番地	山 口 庄 重	平戸市前津吉町1285番地
吉 住 光 好	平戸市前津吉町651番地	吉 住 光 好	平戸市前津吉町651番地

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
青 崎 光 國	平戸市前津吉町241番地	青 崎 光 國	平戸市前津吉町241番地
烏 山 憲 吾	平戸市辻町85番地	烏 山 憲 吾	平戸市辻町85番地
竹 山 清 次	平戸市志々伎町1312番地	宮 田 貞 満	平戸市志々伎町1321番地

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、正久寺長田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
寄 辺 克 司	諫早市正久寺町456番地2

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月20日総会議決）を認可した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 正久寺長田土地改良区
認可年月日 令和3年6月29日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月14日総会議決）を認可した。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 宇良土地改良区
認可年月日 令和3年6月29日

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、守山土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業変更計画書（維持管理計画書）の写し
- (2) 変更定款の写し

2 縦覧期間

令和3年7月9日から令和3年7月29日まで

3 縦覧場所

平日：雲仙市農林水産部農漁村整備課

土日祝日：雲仙市当直室

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画用途地域（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画特別用途地区（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月9日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画地区計画（諫早駅北地区計画）（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月9日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	同 山 和 仁
同	同 吉 村 洋
同	同 坂 本 浩

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
-----	-----

藤 森 弘 行 長崎県長崎市片淵3丁目7番17号 コスモ片淵Ⅱ302
青 野 悠 長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
鮎 川 愛 長崎県長崎市三芳町11-9 オーヴィジョン三芳906号

- 2 当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年6月23日から令和4年3月31日まで

有明海自動車航送船組合告示

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会令和3年第1回臨時会を令和3年7月19日午後0時45分熊本県玉名市に招集する。

令和3年7月9日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

雑 報

長崎県市町村職員共済組合公告

長崎県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和2年度決算の要旨を公告する。

令和3年7月9日

長崎県市町村職員共済組合
理 事 長 白川 博一

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退 職 等 金	経 過 的 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
収 入	負 担 金	4,297,934	12,203,498	636,668	91,727			164,075	132,810		
	掛 金	4,365,447		636,637					129,233		
	組 合 員 保 険 料		7,747,044								
	高 額 医 療 交 付 金	106,869									
	災 害 給 付 交 付 金	2,110									
	育児・介護休業手当金交付金	250,176									
	補 助 金	2,816									
	保 険 手 数 料								12,949		
	組 合 員 貸 付 金 利 息										23,430
	連 合 会 交 付 金							65,137			174
	利 息 及 び 配 当 金	40				2,035		3,530	6,029	237,353	1
	そ の 他 収 入	13,613						584	1,922	5,786	
入	他 経 理 より 繰 入 金							31,090			
	前年度繰越支払準備金	686,065									
	計	9,725,070	19,950,542	1,273,305	91,727	2,035	0	264,416	282,943	243,139	23,605
支 出	給 付	4,162,460									
	役 職 員 給 与							109,840	22,225	11,687	3,260
	厚 生 費							127	154,557	12	4
	特 定 健 康 診 査 等 費								15,707		
	旅 費 ・ 事 務 費							15,784	1,845	978	497
	委 託 費							8,921	1,919	705	353
	負 担 金							19,442	6,763	2,049	549
	支 払 利 息					2,035				145,562	2,032
	連 合 会 分 担 金							504	3,508		
	事務費負担金払込金							72,906			
	連 合 会 払 込 金	113,007									318
	負 担 金 払 込 金		12,203,498	636,668	91,727						
	掛 金 払 込 金			636,637							
	組合員保険料払込金		7,747,044								
	連 合 会 拠 出 金	421,912									
	退職者給付拠出金	64									
	前期高齢者納付金	1,479,927									
	後期高齢者支援金	1,868,663									
	病床転換支援金	10									
	介護納付金	974,298									
	一部負担金払戻金	47,482									
	減 価 償 却 費							7,915	3,746		
	特別修繕引当金繰入							6,000	3,000		
	そ の 他 支 出	5,778						14,423	4,563	825	986
	他 経 理 へ 繰 入 金	31,090									
	次年度繰越支払準備金	659,613									
	計	9,764,304	19,950,542	1,273,305	91,727	2,035	0	255,862	217,833	161,818	7,999
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 39,234	0	0	0	0	0	8,554	65,110	81,321	15,606

貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資 産	流 動 資 産	1,648,240	549	0	0	79,799		538,028	967,509	2,901,746	24,891
	固 定 資 産					72,000	0	272,724	436,379	17,893,809	1,694,961
	資 産 合 計	1,648,240	549	0	0	151,799	0	810,752	1,403,888	20,795,555	1,719,852
負 債	流 動 負 債	376,446	549	0	0			5,046	37,814	19,253,672	10
	固 定 負 債	659,613				151,799	0	112,556	21,351	15,259	89,364
	負 債 合 計	1,036,059	549	0	0	151,799	0	117,602	59,165	19,268,931	89,374
純 資 本 剰 余 金									157,101		
資 産	利益剰余金又は欠損金(△)	612,181						693,150	1,187,622	1,526,624	1,630,478
	純 資 産 合 計	612,181	0	0	0	0	0	693,150	1,344,723	1,526,624	1,630,478
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,648,240	549	0	0	151,799	0	810,752	1,403,888	20,795,555	1,719,852

一般競争入札の実施について（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月9日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

長崎県立大学講義室授業支援システム等機器調達及び保守

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学講義室授業支援システム等機器調達及び保守 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月10日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと

(4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと

3 競争入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 前2カ年の損益状況

イ 従業員数

ウ 前2カ年の純資産の状況

エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、令和3年7月26日（月）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

5 資格審査申請の方法**(1) 申請書の入手方法**

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

- ① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 印鑑届（様式第2号）

エ 口座振替申込書（様式第3号）

オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

- ② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

- (8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和3年7月21日(水)まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間
(場所) 13の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(140円)を同封のうえ、13の部局まで送付すること。(上記期間内必着とする。)
- 11 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和3年7月26日(月)17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 12 質問書の提出
当該入札に関する質問については、令和3年7月21日(水)17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX(095-813-5220)での提出も可とする。この場合にあっては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。
- 13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
(名称) 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ
(電話) 095-813-5735
- 14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 入札の日時及び場所
(日時) 令和3年8月10日(火) 14時00分開始
(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部局に確認すること。
- 16 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴しない
ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 17 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 18 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

19 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

正 誤

令和3年6月15日付け長崎県公報第11028号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤		正	
3065	31行	永尾 直士	西海市西海町横瀬 郷16番地2	永野 直士	西海市西海町横瀬 郷16番地2

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント